

## 加須市防災士連絡会規約

### (目的)

第1条 この連絡会は、防災士（認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した防災士をいう。以下同じ。）の防災・減災に関する知識及び技術の向上、情報交換による相互の連携を図ることにより、地域住民の防災・減災に対する意識の向上及び地域の自主防災活動の活性化を推進し、もって自助及び共助の原則のもと安全かつ安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 この連絡会は、加須市防災士連絡会（以下「連絡会」という。）という。

### (会員)

第3条 連絡会の会員は、市内在住の防災士であって、連絡会の目的に同意したものであるとする。

### (事業)

第4条 連絡会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の防災・減災に関する知識及び技術の向上に資する研修、訓練等の開催
- (2) 会員相互の交流及び情報交換並びに防災・減災に関する情報の提供
- (3) 国、県、市及び関連団体が主催する防災活動の参画及び協力
- (4) 自主防災組織の活動に対する支援
- (5) その他連絡会の目的を達成するために必要な事業

### (事業年度)

第5条 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第6条 連絡会に会長1人及び副会長3人を置き、会員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長及び副会長は、再任されることができる。

(総会)

第7条 連絡会の会議（以下「総会」という。）は、会長が招集する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 4 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。
- 5 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 規約の改正又は廃止
- (2) 事業計画
- (3) 会長及び副会長の選任及び解任
- (4) その他会長が必要と認める事項

(入会)

第8条 入会を希望する者は、加須市防災士連絡会入会届（別記様式）を会長に提出しなければならない。ただし、加須市防災士名簿に登録されている者については、この限りでない。

(会費)

第9条 会費は無料とする。

(事務局)

第10条 連絡会の事務を処理するため、事務局を加須市環境安全部危機管理防災課に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和6年5月12日から施行する。

別記様式（第8条関係）

年 月 日

加須市防災士連絡会 会長 様

加須市防災士連絡会入会届

次の内容に同意できるときは、□に✓の記入をお願いします。

自治協力団体及び自主防災組織に以下の情報を提供することに同意します。

ふりがな 氏名	
住所	
生年月日	年 月 日
性別	男 ・ 女 ・ 回答しない
電話番号	
メールアドレス	
自治協力団体名又は 自主防災組織名	

備考 個人情報、防災に関する内容以外に使用しません。